利付国庫債券（二十年）（第百十五回）	二・二％	平成四十一年十二月二十日	百八十四億円	
利付国庫債券（二十年）（第百十八回）	二・〇％	平成四十二年六月二十日	六億円	
利付国庫債券（二十年）（第百十九回）	一・八％	平成四十二年六月二十日	四十一億円	
利付国庫債券（二十年）（第百二十回）	一・六％	平成四十二年六月二十日	二億円	
利付国庫債券（二十年）（第百二十一回）	一・九％	平成四十二年九月二十日	四十三億円	
利付国庫債券（二十年）（第百二十二回）	一・八％	平成四十二年九月二十日	四百十三億円	
利付国庫債券（二十年）（第百二十三回）	二・一％	平成四十二年十二月二十日	二百五十一億円	
利付国庫債券（二十年）（第百二十四回）	二・〇％	平成四十二年十二月二十日	二十五億円	
利付国庫債券（三十年）（第七回）	二・三％	平成四十四年五月二十日	百四十八億円	
利付国庫債券（三十年）（第十二回）	二・一％	平成四十五年九月二十日	三十億円	
利付国庫債券（三十年）（第十四回）	二・四％	平成四十六年三月二十日	百億円	
利付国庫債券（三十年）（第十五回）	二・五％	平成四十六年六月二十日	三百七十一億円	
利付国庫債券（三十年）（第十七回）	二・四％	平成四十六年十二月二十日	十一億円	
利付国庫債券（三十年）（第十八回）	二・三％	平成四十七年三月二十日	百八十九億円	
利付国庫債券（三十年）（第十九回）	二・三％	平成四十七年六月二十日	一億円	
利付国庫債券（三十年）（第二十回）	二・五％	平成四十七年九月二十日	二百三十一億円	
利付国庫債券（三十年）（第二十一回）	二・三％	平成四十七年十二月二十日	十六億円	
利付国庫債券（三十年）（第二十二回）	二・五％	平成四十八年三月二十日	百億円	
利付国庫債券（三十年）（第二十三回）	二・五％	平成四十八年六月二十日	百六十八億円	
利付国庫債券（三十年）（第二十五回）	二・三％	平成四十八年十二月二十日	二百九億円	
利付国庫債券（三十年）（第二十九回）	二・四％	平成五十年九月二十日	百十五億円	
利付国庫債券（三十年）（第三十回）	二・三％	平成五十一年三月二十日	百八十一億円	
利付国庫債券（三十年）（第三十一回）	二・二％	平成五十一年九月二十日	二十三億円	
利付国庫債券（三十年）（第三十二回）	二・三％	平成五十二年三月二十日	十五億円	

○財務省告示第二百七十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年七月二十九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年八月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第二百九十三回、第二百九十五回、第二百九十七回及び第三百七回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十八回、第六十回、第七十回、第七十一回、第七十六回、第八十三回、第八十四回及び第八十九回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で二千九百八十九億円

内訳（別表のとおり）

三千百八十三億四千百七十万八千円

七　払込金額　五万円

八　最低額面金額　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九　発行日　平成二十三年七月二十九日

十　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}-\left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り}-\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}$$

（別表のとおり）

十一　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

(一)　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十二　利　率　十三　経過利子の払込み